

第19回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 3番, 4番)

開催期日 令和4年1月26日

第19回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年1月26日(水) 午後3時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上島 宣和

本日の出席委員

1番	長尾卓也	10番	長谷川 誠
2番	塚本政紀	11番	平田善治
3番	寺雅彦	12番	中島武博
4番	川崎浩彦	13番	田村俊彦
5番	藤田 淳	14番	大畠政勝
6番	山本 強	15番	桂 一照
7番	小暮滝弘	16番	鈴木正志
8番	笹谷和広	17番	鳥村正行
9番	田村賢治	18番	吉田寿栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉川 道也
〃	事務局 主幹	上島 宣和
〃	事務局 員	中川 圭太
〃	事務局 員	山宮 匠土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 35号	農地のあっせん成立について
5	報告第 36号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	報告第 37号	農地所有適格法人の設立について
7	議案第 85号	農地法第18条第6項の規定による通知について
8	議案第 86号	農地法第3条の規定による許可申請について
9	議案第 87号	農地法第5条の規定による許可申請について
10	議案第 88号	土地の現況証明願いについて
11	議案第 89号	農用地利用集積計画(案)について
12	議案第 90号	農地のあっせんについて
13	議案第 91号	買入協議を行う旨の通知の要請について
14		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第19回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

大変ご苦勞様です。コロナで自粛ムードになっております。それぞれ十分注意をされた中で、コロナ対策をしていただきたいと思います。審議につきましてもできるだけスムーズに進めていきたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、3番寺委員、4番川崎委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。12月28日、栗山町農業振興公社評議員会が開催され、吉田会長が出席しております。1月7日、南空知農業委員会連絡協議会緊急協議が岩見沢市で開催され、吉田会長が出席しております。1月10日から11日、水田活用直接支払交付金中央要望を東京にて実施し、吉田会長が出席しております。1月19日、現地調査を、藤田委員、小暮委員、長谷川委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、南空知農業委員会連絡協議会緊急協議の内容ですが、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、神谷衆議より情勢報告をいただきましたが、情勢的には厳しい内容でありました。また、1月11日に町長をはじめ議長、各農団長さんと農林水産省へ要望書を提出してまいりましたが、水田活用の直接支払交付金の見直しについては進められていくことになりそうです。ただ今後は、地域事情を十分に調査し行う事と新たな所得安定対策の制度設計を求めていかなければなりません。何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第35号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第35号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は4件でございます。

番号1 申出者 ○○市○○区○○4条2丁目8番10号 ○○○○ 相手方 栗山町字○○40番地 有限会社 ○○ 代表取締役 ○○○○ 対象農地所在 字○○○94番地1地目につきましては 公簿 現況とも田 面積12,051㎡外3筆 田3筆21,408㎡ 雑種地1筆132㎡ 計4筆21,540㎡でございます。成立年月日 令和3年12月24日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、山本委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字○○○526番地 ○○○ 相手方 栗山町字○○○412番地1○○○○ 対象農地所在 字○○○520番地1地目につきましては 公簿 現況とも田、面積13,959㎡外6筆 田2筆35,029㎡ 畑2筆2,512㎡ 雑種地3筆243㎡ 計7筆37,784㎡でございます。成立年月日 令和4年1月12日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、長尾委員、笹谷委員でござ

ざいます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇〇526番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇550番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇533番地1 地目につきましては 公簿 現況とも田、面積11,393㎡1筆でございます。成立年月日 令和3年1月12日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、笹谷委員でございます。

番号4 申出者 栗山町字〇〇〇161番地8 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇803番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇347番地 地目につきましては 公簿 現況とも畑、面積294㎡外4筆 田3筆13,555㎡ 畑2筆1,041㎡ 計5筆14,596㎡でございます。成立年月日 令和4年1月12日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、笹谷委員でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第36号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第36号、農地の使用貸借契約の解約通知について、下記の農地に係る使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は2件となります。

番号1 所在 字〇〇746番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積9,497㎡外2筆 全筆田 合計3筆18,369㎡でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成24年7月23日 契約期間 平成24年7月23日から令和4年7月23日 解約通知日 令和4年1月11日 通知者 貸主 栗山町字〇〇300番地1 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇300番地1 〇〇〇〇となっております。

番号2 所在 字〇〇732番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積23,415㎡外5筆 全筆田 計6筆50,672㎡でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 令和元年7月22日 契約期間 令和元年7月22日から令和11年7月22日 解約通知日 令和4年1月11日 通知者 貸主 栗山町字〇〇735番地1 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇735番地1 〇〇〇〇 となっております。

以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 報告第37号「農地所有適格法人の設立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第37号 農地所有適格法人の設立について 下記のとおり農地所有適格法人設立の届出があったので次のとおり報告する。今回は1件でございます。

番号1 名称 農事組合法人 ○○○○ 設立年月日 令和3年12月16日 住所 栗山町字○○300 番地1 組織の種類 農事組合法人 資本金 ○○万円 事業の内容 1. 組合員の農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業、2. 農業の経営、3. 農畜作物を原料又は材料として使用する製造、加工又は販売、4. 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、5. 農作業に必要な資材の製造又は販売、6. 農作業の受委託となっております。構成員につきましては 氏名 ○○○○、○○才 職業は農業 常時従事者で代表理事 農作業の従事日数は240日となっております。氏名 ○○○○ ○○才、常時従事者で理事 農作業の従事日数は240日。氏名 ○○○○ ○○才、常時従事者で 農作業の従事日数は240日。氏名 ○○○○ ○○才、常時従事者で 農作業の従事日数は240日。の合計で4名でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程7 議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第85号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は5件でございます。

番号1 所在 字○○50 番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 9,706

m² 1 筆でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和2年4月28日 契約期間 令和2年4月28日から令和6年11月30日 解約通知日 令和3年12月27日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇162 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇36 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 でございます。

番号2 所在 字〇〇〇442 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積18,652 m²外2筆 田2筆20,744 m² 畑1筆5,879 m² 合計3筆26,623 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成24年11月30日 契約期間 平成24年11月30日から令和4年11月30日 解約通知日 令和4年1月11日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇444 番地 〇〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇461 番地 〇〇〇〇 でございます。

番号3 所在 字〇〇〇11 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積11,356 m²外3筆 田2筆11,463 m² 畑2筆20,595 m² 合計4筆32,058 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和2年3月31日 契約期間 令和2年3月31日から令和12年11月30日 解約通知日 令和4年1月17日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇22 番地 〇〇〇 賃借人 栗山町〇〇268 番地 1 〇〇〇〇 でございます。

番号4 所在 〇〇151 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積9,597 m²外2筆 全筆畑 合計3筆15,637 m²でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和2年11月30日 契約期間 令和2年11月30日から令和12年11月30日 解約通知日 令和4年1月17日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇22 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇540 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 でございます。

番号5 所在 字〇〇〇17 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積1,765 m²外5筆 全筆畑 合計6筆22,928 m²でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成25年8月30日 契約期間 平成25年8月30日から令和5年11月30日 解約通知日 令和4年1月17日 通知者 賃貸人(受任者) 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 委任者 栗山町字〇〇〇22 〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇540 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 でございます。 以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号1について審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号2は原案どおり決定いたします。

番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号3は原案どおり決定いたします。

番号4について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号4について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号4は原案どおり決定いたします。

番号5について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号5について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号5は原案どおり決定いたします。

日程8 議案第86号「農地法3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、使用貸借3件でございます。

番号1 所在 字〇〇32番地1 地目といたしまして 公簿雑種地、現況畑 面積2,779㎡外15筆 田9筆43,725㎡ 畑7筆5,491㎡ 合計16筆49,216㎡でございます。貸主 字〇〇32番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主 字〇〇32番地 〇〇〇〇、適用といたしまして、経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号2 所在 字〇〇746番地1 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積9,497㎡外2筆 全筆田 合計3筆18,369㎡でございます。貸主 字〇〇300番地1 〇〇〇〇 適用といたしまして、後継者が設立した法人に対し貸付する。借主 字〇〇300番地1 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇、適用といたしまして、法人を設立し経営開始のため、申請地を借り受けたいとなっております。

番号3 所在 字〇〇732 番地2 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積 23,415 m²外 5 筆 全筆田 合計 6 筆 50,672 m²でございます。 貸主 字〇〇735 番地1 〇〇〇〇 適用といたしまして、後継者が設立した法人に対し貸付する。借主 字〇〇300 番地1 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇、適用といたしまして、法人を設立し経営開始のため、申請地を借り受けたいとなっております。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(10番 長谷川)

番号1につきまして、農業後継者への使用貸借であり、問題ないと思います。

(7番 小暮)

番号2及び番号3につきまして、農業後継者が設立した法人への使用貸借であり、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号1について審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号2は原案どおり決定いたします。

番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号3は原案どおり決定いたします。

日程9 議案第87号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第87号 農地法5条の規定による許可申請について 番号1について、下記農地を農地以外のものとするため北海道知事宛の申請書の提出があったので、北海道への進達の可否及び、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。

番号2について、下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。 今回は2件でございます。

番号1 所在 字〇〇71番地6 地目といたしまして 公簿、現況とも畑 面積1,721㎡ 外75筆 田3筆7,241㎡ 畑73筆388,384.17㎡ 合計76筆395,625.17㎡でございます。 譲渡人 〇〇3丁目329番地 株式会社〇〇〇〇 代表清算人 〇〇〇〇 譲渡人 〇〇〇町字〇〇20番地139 〇〇〇〇 転用目的 森林整備となっています。なお、本件は平成3年にゴルフ場建設の目的で転用許可を受けていましたが、今回「農地転用事業計画変更承認申請書」を併せて北海道へ提出することとなります。

番号2 〇〇4丁目1番地 地目といたしまして 公簿現況とも田 面積330㎡1筆でございます。 譲渡人、〇〇4丁目1番地 〇〇〇〇 譲受人、〇〇4丁目27番地4 〇〇〇〇 〇〇〇〇 転用目的 永久転用で、一般用住宅建設となっています。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第88号「土地の現況証明願いについて」と併せて、現地調査班長より報告をお願いします。

(10番 長谷川)

令和3年12月23日 第18回農業委員会後に提出のあった、農地法第5条の転用申請に基づき、令和4年1月19日に、藤田委員、小暮委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事同行のもと、現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号2 農地法第5条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場の南東約0.5kmに位置する第三種農地であり、この度、申請者より一般用住宅等を建築する旨の許可申請があったものであります。

本件は、周囲に影響を与えることもないので 転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきております。

番号1につきましては、10月に開催しました農地パトロールの際、全農業委員で現地を確認し、周囲に影響を与えることもないので 転用することに支障はないことも申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号1について審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号2は原案どおり決定いたします。

日程10 議案第88号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第88号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は1件の願い出でございます。

番号1 所在 ○○4丁目159番地 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積260㎡1筆でございます。利用状況 宅地 所有者 ○○町○○3丁目26番地 ○○○○ 願出人 ○○○市○○町○○4丁目159番地 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。 以上です。

(議長)

はい。事務局の説明、また、先ほど現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第88号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第88号は原案どおり決定いたします。

日程11 議案第89号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第89号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めたい旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借7件、所有権移転6件、使用貸借1件の計14件であります。

整理番号3使70-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇117番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇116番5 〇〇〇〇 〇 申出年月日 令和4年1月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇102番地1 現況地目 畑 面積32,599㎡外2筆 計3筆47,604㎡全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 令和4年1月27日から令和14年11月30日の10年10カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、構成員は男3人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3所71-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5条〇6丁目1番地23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇161番地8 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年1月12日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇341番地 現況地目 田 面積23,059㎡外2筆 全筆田 合計3筆64,539㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年1月27日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして(千円未満切捨)手数料・消費税を差し引いた 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年3月14日となっております。

整理番号3所72-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5条〇6丁目1番地23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇597番地2 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年1月12日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇597番地1 現況地目 畑 面積3,318㎡外4筆 田4筆33,450㎡ 畑1筆3,318㎡ 合計5筆36,768㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年1月27日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして(千円未満切捨)手数料・消費税を差し引いた 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年3月14日となっております。

整理番号3賃73-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5条〇6丁目1番地

23 公益財団法人 ○○○○○○○ 理事長 ○○○○○ 申出年月日 令和4年1月6日 利用権を設定する土地 所在 字○○138 番地 16 現況地目 畑 面積 61 m²外 6 筆 田 6 筆 14,595 m² 畑 1 筆 61 m² 計 7 筆 14,656 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和4年1月27日から令和8年11月29日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 対価 ○○○○○○○円に対し 賃貸料1% 諸経費1% それぞれ乗じまして合計 ○○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年12月10日までに 公益財団法人○○○○ 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・玉葱で、構成員は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 所 74-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○○40 番地 有限会社○○ 代表取締役 ○○○○ 所有権を移転する者 ○○市○○区○○4 条 2 丁目 8 番 10 号 ○○○○ 申出年月日 令和3年12月24日 所有権を移転する土地 所在 字○○○94 番地 1 現況地目 田 面積 12,051 m²外 3 筆 田 3 筆 21,408 m² 雑種地 1 筆 132 m² 計 4 筆 21,540 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年1月27日 対価につきましては 10a あたり 田 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして合計 ○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年7月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦で、構成員は男7人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 75-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○○29 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○○30 番地 ○○○○ 申出年月日 令和3年12月27日 利用権を設定する土地 所在 字○○○30 番地 42 現況地目 畑 面積 6,946 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和4年1月27日から令和8年11月30日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○円 面積を乗じまして合計 ○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに ○○○○ 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 種子馬鈴薯・小麦・大豆で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 76-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○○54 番地 5 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町○○○284 番地 5 ○○○○ 申出年月日 令和4年1月18日 利用権を設定する土地 所在 字○○○55 番地 7 現況地目 田 面積 8,355 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和4年1月27日

から令和14年11月30日の10年10カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3 賃 77-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇255 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年12月28日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇237 番地 現況地目 田 面積 218 m²外 9 筆
全筆畑 計 10 筆 45,088 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借
期間令和4年1月27日から令和6年11月30日の2年10カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、家族構成は男2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3 賃 77-2 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇255 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年12月28日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇250 番地 1 現況地目 田 面積 4,205 m²外 2 筆
全筆田 計 3 筆 9,958 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借
期間令和4年1月27日から令和6年11月30日の2年10カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3 所 78-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇412 番地 1 〇〇〇〇
所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇526 番地 〇〇〇 申出年月日 令和4年1月12日
所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇520 番地 1 現況地目 田 面積 13,959 m²外 6 筆
田 2 筆 35,029 m² 畑 2 筆 2,512 m² 雑種地 3 筆 243 m² 計 7 筆 37,784 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年1月27日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座

に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年7月31日
所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻で、家族構成は男3人女4人
で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3所78-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇550番地 〇〇〇〇 所
有権を移転する者 栗山町字〇〇〇526番地 〇〇〇 申出年月日 令和4年1月12日
所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇533番地1 現況地目 田 面積11,393㎡1筆で
ございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4
年1月27日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じま
して合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限まで
に〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につ
きましては 令和4年7月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は
水稻で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日
と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3所79-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇803番地 〇〇〇〇 所
有権を移転する者 栗山町字〇〇〇161番地8 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年1月12
日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇347番地 現況地目 畑 面積294㎡外4筆
田3筆13,555㎡ 畑2筆1,041㎡ 計5筆14,596㎡でございます。利用目的 水田及び
普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和4年1月27日 対価に
つきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積
を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払
期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期
限につきましては 令和4年7月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経
営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事
日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え
ます。

整理番号3賃80-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36番地 株式会社〇
〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇328番地 〇〇〇〇
申出年月日 令和4年1月14日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇324番地1 現況
地目 田 面積17,221㎡外13筆 田12筆47,396㎡ 畑2筆814㎡ 計14筆48,210㎡
でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和4年1月
27日から令和6年11月30日の2年10カ月となっております。借賃につきましては
10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合
計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日ま
でに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営
農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的

に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3 賃81-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇162番地 〇〇〇〇
申出年月日 令和4年1月14日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇150番地の内
現況地目 畑 面積7,370㎡外15筆 田10筆31,872㎡ 畑6筆14,305㎡ 計16筆
46,177㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和
4年1月27日から令和6年11月30日の2年10カ月となっております。借賃につき
ましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗
じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11
月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受
ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活
動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3
項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。賃貸借7件・所有権移転6件・使用貸借1件の説明がありましたが、関係する案件
がありますので、議長を交代し退席いたします。

(会長退席)

(会長職務代理)

それでは、整理番号3使70-1について審議したいと思います。

整理番号3使70-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3使70-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3使70-1は原案どおり決定といたします。

ここで議長を交代いたします。

(会長着席)

次に、関係する委員さんの案件について審議したいと思います。〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号3所74-1について審議したいと思います。

整理番号3所74-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3所74-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3所74-1は原案どおり決定といたします。

(〇〇委員着席)

これからは、残る12件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号3所71-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3所71-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3所71-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3所72-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3所72-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3所72-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3賃73-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃73-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃73-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3賃75-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃75-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃75-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3賃76-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃76-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃76-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3賃77-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃77-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃77-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3賃77-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃77-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃77-2は原案どおり決定といたします。

整理番号3所78-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3所78-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3所78-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3所78-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3所78-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3所78-2は原案どおり決定といたします。

整理番号3所79-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3所79-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3所79-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3賃80-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃80-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃80-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3賃81-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃81-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃81-1は原案どおり決定いたします。

日程12 議案第90号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第90号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は5件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇162番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年12月27日 申出地所在 字〇〇50番地 地目は公簿、現況ともに田 面積9,706㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 川崎)

番号1の〇〇さんにおかれましては、高齢により離農することから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 株式会社 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、小暮委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 ○○○市○○○町5丁目9番14 ○○○○(持分1/2) 栗山町○○3丁目208番地 ○○○○○(持分1/2) 申出年月日 令和4年1月7日 申出地所在 字○○37番地5 地目は公簿、現況ともに畑 面積2,866㎡外46筆 田28筆 58,627.68㎡ 畑19筆27,051.61㎡ 計47筆85,679.29㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16番 鈴木)

番号2の○○さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、耕作する予定がないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として笹谷委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、鈴木委員、笹谷委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇444 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年1月11日 申出地所在 字〇〇〇442 番地1 地目は公簿、現況ともに田 面積18,652㎡ 外2筆 田2筆20,744㎡ 畑1筆5,879㎡ 計3筆26,623㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1番 長尾)

番号3の〇〇さんにおかれましては、これまで賃貸で農地を貸していましたが、高齢のため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として笹谷委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、笹谷委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇679 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年1月17日 申出地所在 字〇〇〇1098 番地 地目は公簿、現況ともに畑 面積28,508㎡ 1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 鳥村)

番号4の〇〇さんにおかれましては、これまで賃貸で農地を貸していましたが、高齢のた

め農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町字○○○22 番地 ○○○ 申出年月日 令和4年1月17日 申出地所在 字○○○11 番地1 地目は公簿、現況ともに田 面積11,356㎡外16筆 田2筆11,463㎡ 畑11筆59,160㎡ 雑種地1筆174㎡ 用悪水路3筆562㎡ 計17筆71,359㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(12番 中島)

番号5の○○さんにおかれましては、これまで賃貸で農地を貸していましたが、高齢のため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社 ○○○○さんと ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として藤田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、中島委員、藤田委員よろしくお願ひします。

日程13 議案第91号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第91号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は1件です。

番号1 あっせん申出者 ○○○市○○町1番地14 ○○○ 申出年月日 令和3年1月29日 申出地所在 字○○225番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田面積3,035㎡外2筆 全筆田 計3筆43,219㎡でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考とさせていただきます。 以上です。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって番号1は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は2月25日の金曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては2月18日の金曜日 午前9時30分から 第5班 長尾委員、塚本委員、山本委員に願ひします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願ひします。礼。本日はご苦勞様でした。(午後4時30分終了)

以上会議の顛末を記録し、その正確なることを証するためここに署名捺印する。

令和4年 2月10日

第19回栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄 ㊟

署名委員 寺 雅彦 ㊟

署名委員 川崎 浩彦 ㊟